



令和6年度

**再生医療・遺伝子治療の産業化に向けた
基盤技術開発事業**

**再生・細胞医療・遺伝子治療産業化促進事業（委託事業）
公募説明資料**

令和6年2月

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）
再生・細胞医療・遺伝子治療事業部 再生医療研究開発課
再生医療・遺伝子治療の産業化に向けた基盤技術開発事業
再生・細胞医療・遺伝子治療産業化促進事業（委託事業）
事務局

再生・細胞医療・遺伝子治療実現プロジェクト 事業概要

基礎から臨床段階まで切れ目なく一貫した支援、再生医療関連事業のための基盤整備、iPS細胞等の創薬支援ツールとしての活用に向けた支援による新薬開発の効率性の向上など、研究開発のステージごとに複数の事業を推進しています。

文科省
厚労省
経産省

基礎・応用研究

非臨床試験

臨床研究・治験

再生医療等製品の実現化

再生・細胞医療・遺伝子治療実現加速化プログラム

- 再生・細胞医療・遺伝子治療研究開発課題
- 再生・細胞医療・遺伝子治療研究中核拠点
- 疾患特異的iPS細胞を用いた病態解明・創薬研究課題
- 幹細胞・再生医学イノベーション創出プログラム (R5終了)
- 技術開発個別課題 (R5終了)
- 再生・細胞医療・遺伝子治療研究実用化支援課題

- 難治性疾患実用化研究事業
- 革新的がん医療実用化研究事業

- 再生医療等実用化研究事業
- 再生医療等実用化基盤整備促進事業

再生医療・遺伝子治療の産業化に向けた基盤技術開発事業

- 再生・細胞医療・遺伝子治療産業化促進事業
- 遺伝子治療製造技術開発
- QbDに基づく再生医療等製品製造の基盤開発事業
- 再生医療等製品用ヒト(同種)体性幹細胞原料の安定供給促進事業

創薬等への活用

再生・細胞医療・遺伝子治療実現加速化プログラム

- 疾患特異的iPS細胞を用いた病態解明・創薬研究課題
- 幹細胞・再生医学イノベーション創出プログラム (R5終了)
- 疾患特異的iPS細胞の利活用促進・難病研究加速プログラム (R5終了)
- 再生・細胞医療・遺伝子治療研究実用化支援課題

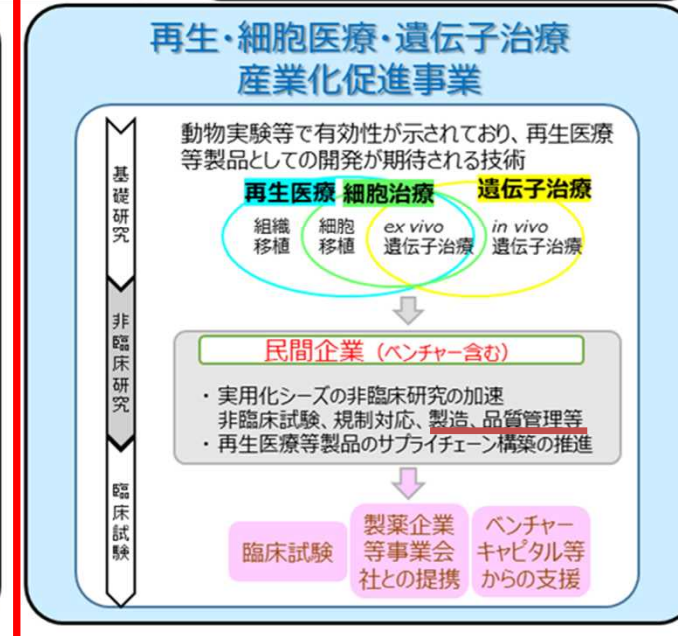
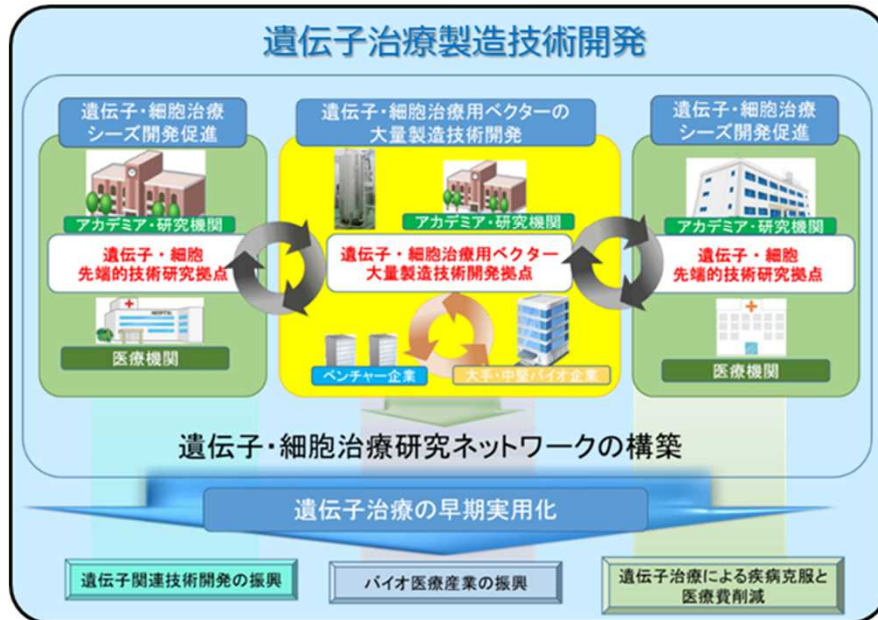
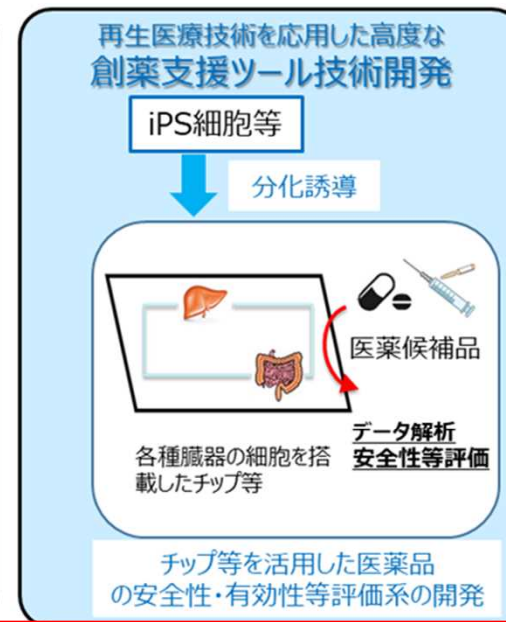
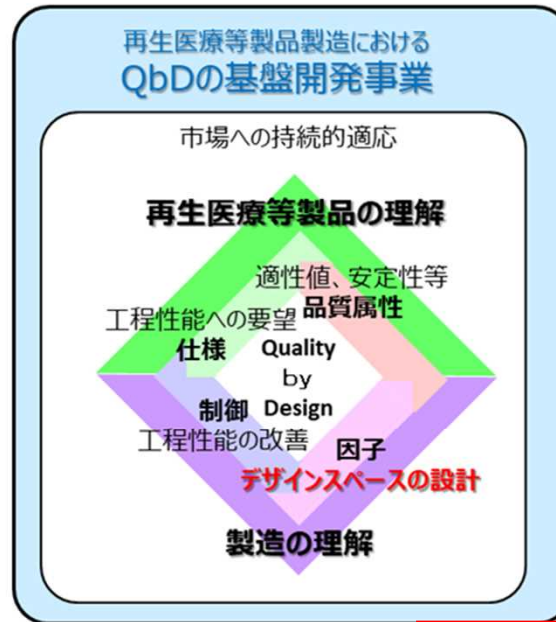
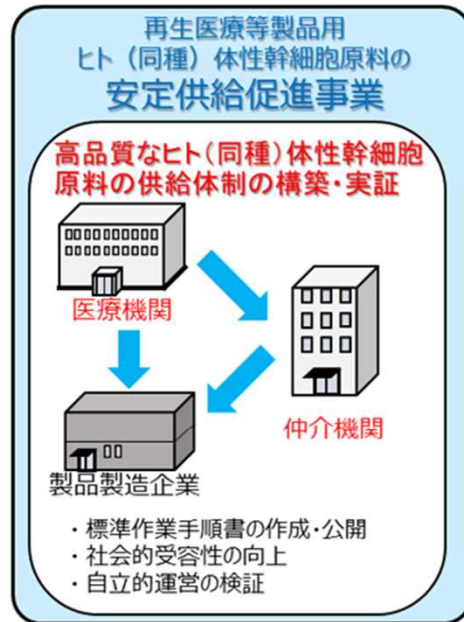
- 再生医療等実用化研究事業

再生医療・遺伝子治療の産業化に向けた基盤技術開発事業

- 再生医療技術を応用した高度な創薬支援ツール技術開発

再生医療の実用化（市販・医療への普及等）

再生医療・遺伝子治療の産業化に向けた基盤技術開発事業



再生・細胞医療・遺伝子治療産業化促進事業 (委託事業) について



■ 事業の概要

(公募要領 p1)

本事業では再生医療等製品（本事業では、治験準備段階にある薬事承認前のものを含む。以下同じ。）の性能の担保や、製品・技術の改善を推進するため、製品の製造・品質データを管理するシステム（生産データ管理システム）と当該製品を用いた臨床データを管理するシステム（臨床データ管理システム）を適切に接続し、製品製造の安定化に資する製造研究支援システムを開発いたします。

この製造研究支援システムにより、CQA（Critical Quality Attributes、重要品質特性）およびCPP（Critical Process Parameter、重要工程パラメーター）の適正な設定が可能となり、製品の歩留まり向上、安定的供給、作用メカニズムの一端の解明等に大きく貢献することが期待されます。

再生・細胞医療・遺伝子治療産業化促進事業 (委託事業) について



(公募要領 p1-2)

■ 事業の方向性

再生医療等は、その特性上、品質の均一化が難しいため、製造・品質データと紐付けて臨床成績の検証を行うことが特に重要です。そのため、科学的データを適切に収集・管理し、再生医療等の臨床的価値に係るエビデンス確立および品質の担保・改善に繋げるために必要なデータ基盤の確立が急務の課題となっています。本事業では、臨床での再生医療等製品の提供において得られる臨床的価値に係るエビデンスの収集、管理、蓄積を容易とする臨床データ管理システムと、製品生産時に得られる製造・品質データを適切に管理する生産データ管理システムとを接続、紐付け、相関を解析する製造研究支援システムを整備することで、製品開発者が臨床結果を踏まえた製品・技術改善（生産コストの低減に向けた製造法の見直し、投与方法や対象の再検討、既存薬に対する優位性の確立など）の研究開発を円滑に行っていくための基盤の確立を目指します。

また、上記製造研究支援システムの持続的運営に向けた人員・文書等の整備、データ利活用促進のための課題整理およびその検討結果の情報発信により、社会実装性の向上を目指します。

(公募要領 p2)

■ 事業の目標と成果

本事業では、再生医療等製品の生産における製造・品質データを管理するシステム（生産データ管理システム）と、当該製品を用いた臨床行為の臨床データを管理するシステム（臨床データ管理システム）とを適切に接続し、製品・技術改善の研究開発を加速する解析システム（製造研究支援システム）を開発し、合わせてモデルケースによるCQA抽出とその検証・評価を実施し実用に耐える結果が得られることを確認します。事業終了後も、自立運営にてこの製造研究支援システムを活用し、再生医療等製品の製品製造課程における品質向上やコストダウンだけでなく、製品の作用メカニズム、病態のさらなる理解への展開、治療成績の向上に繋げていくことが期待されます。

研究開発費の規模・研究開発期間・採択課題予定数

(公募要領 p4)

#	分野、領域、 テーマ等	研究開発費の規模 (間接経費を含まず)	研究開発実施 予定期間	新規採択課題 予定数
1	再生医療等製品に用 いられる製造研究支援 システムの開発と実証	令和6年度： 1課題当たり年間 34,500千円（上限） 令和7年度以降： 1課題当たり年間 123,000千円（上限）	令和6年6月 （予定） ～ 令和8年度末	0～1課題程度

●注意事項(抜粋)

本事業では、研究開発開始年度の第4四半期を目安として「課題評価委員会」による中間評価を実施し、研究開発計画の達成度や研究開発成果等を評価します。また、必要と認める課題については時期を問わず、中間評価を実施することがあります。

そのため、評価結果によっては、PS、PO等の総合的な判断によりAMEDが中止(早期終了)を行うことがあります。

公募対象となる研究開発課題の概要について①

再生医療等製品に用いられる製造研究支援システムの開発と実証



(公募要領 p5)

■ 研究開発内容

代表研究機関は再生医療等製品（本事業では、治験準備段階にある薬事承認前のものを含む。以下同じ。）の製造販売後調査等への利用を目指す製造研究支援システムの開発を行います。再生医療等製品の生産における製造・品質データを管理するシステム（生産データ管理システム）と、当該製品を用いた臨床データを管理するシステム（臨床データ管理システム）とを適切に接続し、製品・技術改善を行っていくための基盤（製造研究支援システム）を構築するため、以下の（A）～（E）の研究開発を行います。

製造研究支援システムの開発には、具体的な再生医療等製品での実証によるシステム仕様の検討が必要不可欠です。分担研究機関は代表研究機関による製造研究支援システムの開発と並行して、実際に自社で進めている再生医療等製品の生産における製造・品質データを生産データ管理システム、臨床データを臨床データ管理システムにそれぞれ入力し、製造研究支援システムで解析する過程で抽出された開発中のシステムの課題につき代表研究機関へ提言を行うとともに、製造・品質データと紐付いた有効性の関連性検証や、品質の担保・改善等に繋げるためのデータ検証を行います。

(公募要領 p5-6)

■ 研究開発内容

(A) 生産データ管理（品質管理を含む）システムの選出・技術的改善・API開発

既に再生医療等製品の製造に用いられている生産データ管理システムを網羅的に調査した上で、そのうち生産工程におけるCQA、CPPを適切に抽出・管理可能かつ今後製造現場で広範に用いられていくと考えられる生産データ管理システムを複数選出した上で本公募に提案することとします。その際、本課題での分担研究機関が用いる生産データ管理システムを、原則として選出先に含めるものとします。

また、(B)のデータとの接続に向け、必要なApplication Programming Interface (API) の開発を行います。

選出したシステム（ソフトウェア）の機能やユーザーインターフェース等について、データインテグリティの確保や広範な利用を目指すにあたり必要な要件・仕様を明確にします。必要な要件・仕様を十分に満たすものがない場合は、少なくとも1つの生産データ管理システムについて、システムの開発・提供者が研究開発体制に参画し、技術的改善を行います。

また、本課題で開発するシステムに必要な要件に合致する生産データ管理システムが分担研究機関において使用されていないと考えられる場合には、分担研究機関に対して適切な助言を行います。

公募対象となる研究開発課題の概要について③

再生医療等製品に用いられる製造研究支援システムの開発と実証



(公募要領 p6)

(B) 臨床データ管理システムの選出・技術的改善・API開発

再生医療等製品の製造販売後調査等に汎用的に利用可能な臨床データ管理システムを最低 1 件選出します。そのシステム（ソフトウェア）のデータ取得・管理・加工機能やユーザーインターフェース等について、データインテグリティの確保や広範な利用を目指すにあたり、必要な要件・仕様を明確にします。必要な要件・仕様を十分に満たすものがない場合は、システムの開発・提供者が研究開発体制に参画し、技術的改善を行います。

また、(A)のシステムとの接続に向け、必要なAPIの開発を行います。

対象とする臨床データ管理システムを最低 1 件選出した上で本公募に提案することとします。選出にあたっては、臨床データ管理システムは以下の条件を満たすものとします。

- ・特定の疾患・製品等を対象とせず、再生医療等に汎用的に利用可能であること。
- ・再生医療等製品の製造販売後調査等にも使用可能な薬事規制要件を満たすこと。
- ・少なくともデータの研究利用について、患者の同意を得る運用がされていること。
- ・関連学会等と協議の上、登録項目の策定が行われていること。
- ・運用体制が整っており、事業終了後も継続的な利用が可能であること。
- ・研究開発体制に、選出した臨床データ管理システムの運営/管理者が参画できること。

公募対象となる研究開発課題の概要について④

再生医療等製品に用いられる製造研究支援システムの開発と実証



(公募要領 p6)

(C) 製造研究支援システムの開発と実証

(A) と (B) のシステムを接続し、データを一括して分析するシステムを開発します。開発に当たっては、医薬品医療機器総合機構 (PMDA) 等と十分な議論を行い、レギュトリーサイエンス上での要求事項を満たすよう、仕様の企画を目指します。また、分担研究機関と十分な議論を行い、システム利用者が効果的・効率的にデータを利活用できるよう、ユーザビリティに配慮したアプリケーションの開発を行います。分担研究機関に試作品を提供しながら、ユースケースにより、CQAを抽出し、製品製造の安定化への有効性を評価・検証した検討結果を反映して、代表研究機関は製造研究支援システムを令和 8 年度末までに完成させます。

システムの機能として、製造・品質データと臨床データが紐付いた状態でデータ検索・表示・出力等が可能なアプリケーション機能やセキュリティ制御機能は必須とします。その他、有用と考えられる追加的な機能があれば、その開発を含めた提案とすることが望ましいです。具体的には例えば、製造・品質データと臨床データの関連性の解析機能付加、輸送・保管情報との連結等が考えられます。

公募対象となる研究開発課題の概要について⑤

再生医療等製品に用いられる製造研究支援システムの開発と実証



(公募要領 p7)

(D) 臨床データ等の利用に係る法的・倫理的課題の検討

医療機関に保管されている詳細な臨床データを企業の製品開発に利用する際のデータの帰属・利用権や患者の同意の取り方などの法的・倫理的課題の解決及びデータシステムのセキュリティ確保の方法について、適切な専門家等を交えた委員会等を設置した上で課題の抽出および検討を進めその内容を報告書にまとめるとともに、(C) のシステム開発に反映させます。なお、外部からの意見も広く取り入れるため、当該委員会には本事業のPS、PO、専門性の必要に応じて科学技術調査員等が参画します。

(E) 製造研究支援システムの持続的な運用に向けた検討

(D) での議論のほか、製造研究支援システムの持続的な運用に向けて、扱うべき項目を含むユースケース、マネタイズ、利用者のインセンティブ、などについて、適切な専門家等を交えた委員会等を設置した上で課題の抽出および検討を進め、関係府省及びPMDA、再生医療等に関連する企業団体等との協議の上、ガイダンスあるいは手順書等としてまとめるとともに、必要に応じて(C) の開発に反映させます。なお、外部からの意見も広く取り入れるため、当該委員会には本事業のPS、PO、専門性の必要性に応じて科学技術調査員等が参画します。

公募対象となる研究開発課題の概要について⑥

再生医療等製品に用いられる製造研究支援システムの開発と実証



■ 求められる成果-1

(公募要領 p7)

代表研究機関及び分担研究機関は連携し研究開発をすることで、以下の成果が求められます。

○代表研究機関は、分担研究機関で使用するものを含む複数の生産データ管理システム（既にある再生医療等製品でヒト細胞加工製品の製造において利用実績があるものに限る）の製造・品質データと臨床データ管理システムの臨床データを患者単位で接続し、有効性・安全性が担保された製品開発・技術改善を行うための製造研究支援システムを開発すること。

○製造研究支援システム開発開始時には基本設計書を作製、提出し、それを元に詳細設計書を作成、システムを開発すること。

○代表研究機関は、開発システムの利用規約、患者への同意説明文書等の整備を含め、サービスとして提供できるシステム運用体制を整えること。

○代表研究機関は、開発システムの利活用促進に向けた情報発信（HP作成・講習会の開催等）を行うこと。

○代表研究機関は、事業終了後も広く利用可能なシステムとして持続的にサービスを提供するために必要な開発システムの管理運営や利用者へのサポート等が可能な人員体制を構築すること。

○代表研究機関は、(1) (D) (E) で議論された内容を報告書、手順書等としてまとめ、データ基盤の確立、発展に資する情報として公開すること。

(公募要領 p7)

■ 求められる成果-2

○分担研究機関は、(1) (A) に該当する生産データ管理システムや (1) (B) に該当する臨床データ管理システムに製品・開発品（既にヒトへの投与について承認を得ているもの）のデータを入力し代表研究機関が開発した製造研究支援システムと接続、臨床データと紐付けた解析による実証研究を行い、システムのユーザーインターフェースやアプリケーションに関する提言（報告書、要求事項、計画書）を行うこと。

○分担研究機関は、代表研究機関が開発したシステムを用いて、製造・品質データと紐付いた再生医療等製品の有効性を検証し、品質の担保・改善等に繋がった実例を報告書にまとめること。

(公募要領 p7-8)

■ 採択条件-1

- 研究開発体制には、求められる成果を達成するため、システム開発の専門家、再生医療等の臨床研究の経験者、再生医療等製品の開発経験者、法律・倫理の専門家の意見を反映できる体制を含むこと。
- 代表研究機関と分担研究機関は、円滑かつ効果的な連携のため、コンソーシアムを組んでいること。
- 製造研究支援システムの構築には、多くのデータを必要とすることから、コンソーシアムには1つの代表研究機関に対し、複数の分担研究機関が組み込まれること。
- 代表研究機関は、(1) (A) に該当する生産データ管理システムについて、提案時点で選定した手順及び基準を明確に説明できること。また、その開発・運営者が実施体制に含まれていること。
- 代表研究機関は、(1) (B) に該当する臨床データ管理システムが選定できており、その開発・運営者が実施体制に含まれていること。
- 代表研究機関は、組織として情報管理体制が構築されていること。

■ 採択条件-2

(公募要領 p8)

- 代表研究機関は、再生医療等製品の实用化や有効性・安全性の検証に向けて、再生医療等に関連する企業団体・学会やPMDA等との連携やPHRやRWD等のデータの活用について幅広く議論するための体制を有すること。
- 代表研究機関は、研究開発期間終了後も開発した製造研究支援システムを持続的に運用することが求められるため、持続的運用が可能な人員体制と財務基盤、及び中長期的にシステム利用者の確保が見込める計画を有していること。
- 代表研究機関が製造研究支援システムを開発するために必要となる生産データ管理システムおよび臨床データ管理システムに分担研究機関が入力するデータは、具体的な製品・開発品（既にヒトへの投与について承認を得ているもの）を対象としていること。
- 分担研究機関は、製造研究支援システムの開発に必要なデータを代表研究機関に開示可能であること。
- 分担研究機関は、利用している生産データ管理システムについて、代表研究機関が臨床データ管理システムと接続するためのAPIを開発することに了承できること。

公募対象となる研究開発課題の概要について⑩

再生医療等製品に用いられる製造研究支援システムの開発と実証



■ 留意事項

(公募要領 p8)

- 代表研究機関と分担研究機関は、密接な協力体制を構築し、円滑に事業を推進すること。
- 代表研究機関は、遵守すべき法令・ガイドライン・指針等を明確にし、システム及び運営体制の設計に反映させること。
- 代表研究機関は、(1) (D) (E) に関して、AMED再生医療等実用化基盤整備促進事業、厚生労働省遺伝子治療実用化基盤整備促進事業、及び経済産業省再生・細胞医療・遺伝子治療の社会実装に向けた環境整備事業と適切な連携を図ること。
- 分担研究機関において、生産データ管理システム及び臨床データ管理システムの利用に係る費用（システム使用料、データ入力に係る人件費等）の計上は可能だが、製品製造、診療・臨床研究・治験の実施に係る費用の計上は認められないこと。

委託研究開発費の範囲

(公募要領 p33、抜粋)

	大項目	定義
直接 経費	物品費	研究用設備・備品・試作品、ソフトウェア（既製品）、書籍購入費、研究用試薬・材料・消耗品の購入費用
	旅費	研究開発参加者に係る旅費、外部専門家等の招聘対象者に係る旅費、臨床研究等における被験者及び介助者に係る旅費
	人件費・謝金	人件費：当該委託研究開発のために雇用する研究員等の人件費（研究開発代表者・研究開発分担者の人件費※2を含む。） 謝金：講演依頼、指導・助言、被験者、通訳・翻訳、単純労働等の謝金等の経費
	その他	上記のほか、当該委託研究開発を遂行するための経費例) 研究成果発表費用（論文投稿料、論文別刷費用、ウェブサイト作成費用等）、会議費、運搬費、機器リース費用、機器修理費用、印刷費、外注費（試験・検査業務・動物飼育業務等で、外注して実施する役割に係る経費）、ライセンス料、研究開発代表者が所属研究機関において担っている業務のうち研究開発以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）※2、不課税取引等に係る消費税相当額等
間接 経費	直接経費に対して一定比率（30%上限）で手当され、当該委託研究開発の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として研究機関が使用する経費	

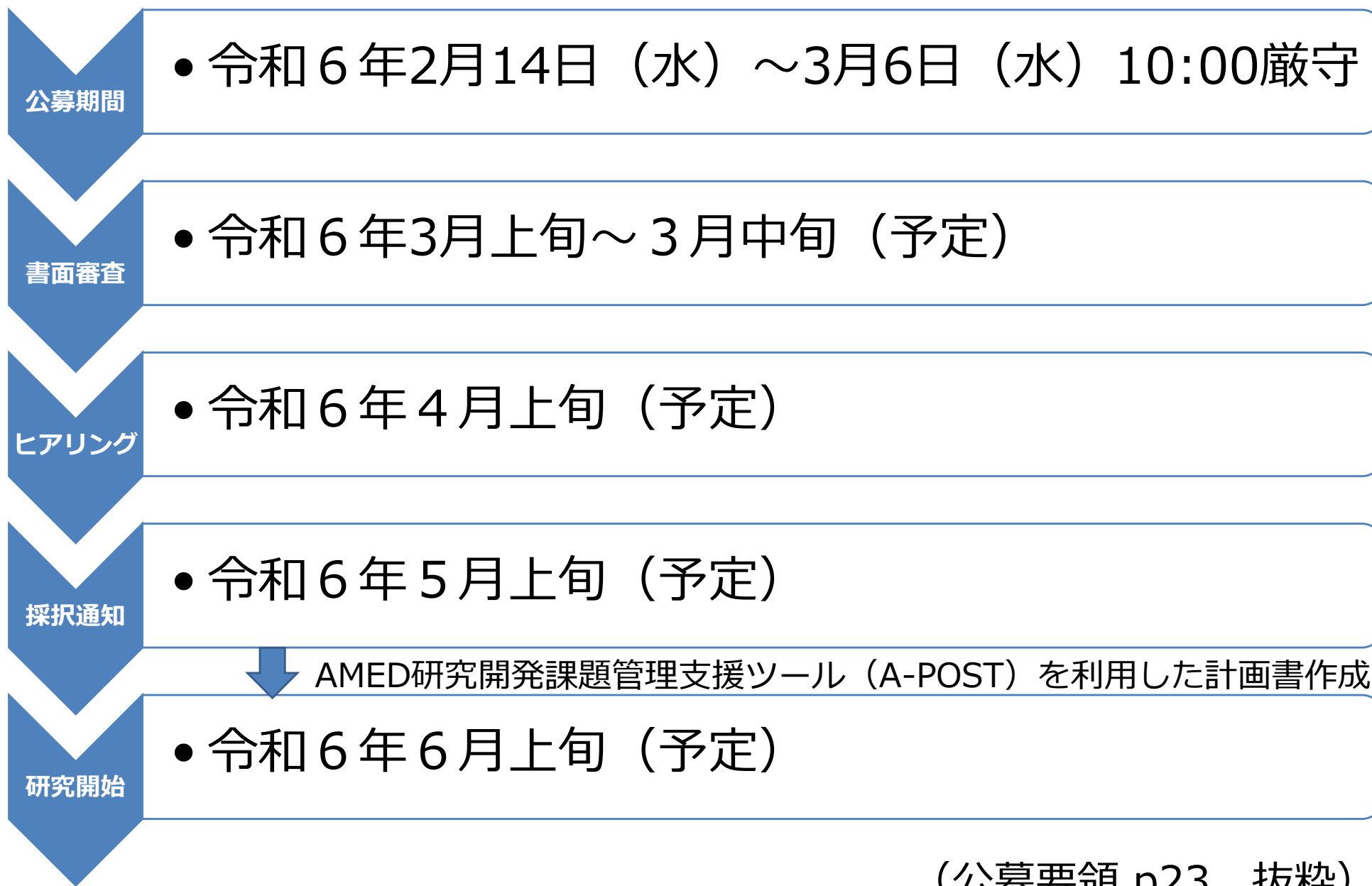
事務処理説明書・様式集 (https://www.amed.go.jp/keiri/youshiki_itaku.html)

(公募要領 p17、抜粋)

No.	必須/任意	必要な提案書類	備考
1	必須	(様式1) 研究開発提案書	開発システム概念設計書を含む
2	該当する場合は必須	ヒト全ゲノムシーケンス解析プロトコール様式	※ヒト全ゲノムシーケンス解析を実施する場合

※AMEDにて用意している提案書類の様式についてはAMEDウェブサイトの公式情報からダウンロードしてください

公募期間・選考スケジュール



（公募要領 p23、抜粋）

審査項目と観点（1）

（公募要領 p25、抜粋）

事業趣旨との整合性

- 事業趣旨、目標等に合致しているか

科学的・技術的な 意義及び優位性

- 現在の技術レベル及びこれまでの実績は十分にあるか
- 独創性、新規性、革新性を有しているか
- 医療分野の進展に資するものであるか
- 新技術の創出に資するものであるか
- 社会的ニーズに対応するものであるか
- 医療分野の研究開発に関する国の方針に合致するものであるか

計画の妥当性

- 全体計画の内容と目的は明確であるか
- 年度ごとの計画は具体的なもので、かつ、実現可能であるか
- 生命倫理、安全対策に対する法令等を遵守した計画となっているか

実施体制

- 申請者を中心とした研究開発体制が適切に組織されているか
- 十分な連携体制が構築されているか
- 申請者等のエフォートは適切であるか
- 不合理な重複／過度の集中はないか

事業で定める項目 及び総合的に勘案 すべき項目

- 研究開発体制は、求められる成果を達成するため、システム開発の専門家、再生医療等の臨床研究の経験者、再生医療等製品の開発経験者、法律・倫理の専門家の意見を反映できる体制となっているか
- 代表研究機関と分担研究機関がコンソーシアムを組み、円滑かつ効果的な連携を行う計画になっているか
- 製造研究支援システムの構築には、多くのデータを必要とすることから、コンソーシアムには1つの代表研究機関に対し、複数の分担研究機関が組み込まれているか
- 代表研究機関の生産データ管理システムの選出方針、選出した臨床データ管理システムは適切であるか
- 代表研究機関は、ユーザビリティを考慮した設計・開発を計画しているか
- 代表研究機関は、関連学会・企業団体・PMDA等と適切な連携を図れる体制となっているか
- 代表研究機関は、事業終了後の持続的運営が可能な体制を計画しているか
- 代表研究機関は、構築しようとしているシステムにつき倫理的・法的課題を認識できているか
- 代表研究機関が製造研究支援システムを開発するために必要となる生産データ管理システムおよび臨床データ管理システムに分担研究機関が入力するデータは、具体的な製品・開発品（既にヒトへの投与について承認を得ているもの）を対象としているか
- 分担研究機関が取得する（取得予定の）データを用いて行う研究計画は、事業趣旨に照らして適切であるか

ヒト全ゲノムシーケンス解析プロトコール様式（1）

（公募要領 p15-16、抜粋）

- AMEDは、政府の方針に基づき、様々なAMED研究課題で得られたヒト全ゲノムシーケンスデータを取りまとめて大規模なデータセットをつくり、研究開発に提供する基盤「AMEDデータ利活用プラットフォーム」の整備を進めています。
- 全ゲノムシーケンスデータの大規模解析には、個別のデータの解析プロトコールが揃っていることが、解析結果の精度に直接影響します。そのため、AMEDは、国費を投じて得られたデータを活用した研究開発において精度の高い解析が可能となるよう、このプラットフォームが窓口となり共有されるヒトの全ゲノムシーケンスデータには、政府の方針※に基づき以下の2点を求めています。

- ① **既にプラットフォームで共有予定となっているデータと品質を同等に担保すること**
- ② **ゲノム解析の先進諸国との国際共同研究でも円滑に活用可能であること**

※厚生労働省 第2回「全ゲノム解析等実行計画」の推進に向けた検討会議（令和3年2月16日、資料1）
内閣官房健康・医療推進戦略本部 第8回ゲノム医療協議会（令和4年3月30日、資料3、参考資料3）

- 既にこのプラットフォームで共有予定となっているヒト全ゲノムシーケンスデータとは、現時点では、内閣官房健康・医療推進戦略本部の第5回ゲノム医療協議会（令和3年3月16日）参考資料3で示されたデータのことです。

ヒト全ゲノムシーケンス解析プロトコール様式（2）

（公募要領 p15-16、抜粋）

- ゲノム解析の先進諸国との国際共同研究とは、現時点では、英国のUK Biobankおよび Genomics Englandや、米国のAll Of Usなどの海外の大規模ゲノムデータリソースを用い、ゲノム医療研究で先行する欧米の研究機関と共同して実施するような研究を想定しています。
- AMEDは、この目的を達成するため、全ゲノムシーケンスの解析プロトコールが公募要領の「2.2.6 データシェアリングについて」に記載されている以下の5つの要件を満たしているか確認しています。
 - ライブラリー作成（キット名、断片長等）
 - シーケンス反応（キット名、リード長等）
 - 解析装置の機種名（機種名・型番等。外注の場合は外注先も記入）
 - クオリティコントロール（QC）の方法
 - リファレンスゲノムとのマッピング及びアセンブルの方法

※ 全ゲノムシーケンス解析

次世代シーケンサーを利用した全ゲノムシーケンス解析及び全エクソーム解析を指します。なお、次世代シーケンサーを用いる解析のうち、全ゲノムまたは全エクソーム以外を対象とするゲノム解析や、アレイ解析、サンガー法によるシーケンス解析は含みません。

- ヒト全ゲノムシーケンス解析を実施する研究課題は、所定の様式※ を提出することにより、解析プロトコールの各項目を示す必要があります。様式が提出されていない場合には応募申請は「不受理」となり、審査の対象となりませんので、提案課題におけるヒト全ゲノムシーケンス解析の実施の有無については十分に注意してご判断ください。

お問い合わせ先

- 公募研究開発課題、評価、提案書類の記載方法等についてのお問い合わせは 下記アドレスまでメールでお願いします。

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構
再生・細胞医療・遺伝子治療事業部 再生医療研究開発課
再生医療・遺伝子治療の産業化に向けた基盤技術開発事業
再生・細胞医療・遺伝子治療産業化促進事業（委託事業）
事務局

[saisei2"AT"amed.go.jp](mailto:saisei2)

※ E-mail は上記アドレス“AT”の部分を@に変えてください

- 情報の更新がある場合はAMEDウェブサイトの公募情報に掲載します。